

マンション安全・安心整備助成

震災時における高齢者等の移動手段の安全性を確保するため、マンション管理組合や賃貸マンションの所有者が行う、共用階段や階段からの避難経路上の「手すり設置」や「段差解消」に関する工事、または、「地震時管制運転装置」・「戸開走行保護装置」が設置されていないエレベーターに装置を設置する場合に、その費用の一部を助成するものです。

① 助成対象者

管理組合等（分譲）：管理規約が整備され、総会・理事会でマンション安全・安心整備について議決され、費用について予算措置がされていること

※ マンション管理組合登録（財団法人まちみらい千代田が実施するマンションに関する情報提供等を行う登録制度）がまだの場合は、登録をお願いします

所有者（賃貸）：住民税を滞納していないこと

② 助成対象物件

- ・ 建築基準法その他の関係法令に適合していること
- ・ 半数以上が住宅として使用していること

③ 助成内容

階段手すり設置工事等：工事費の1/3（助成限度額100万円）

地震時管制運転装置・戸開走行保護装置：工事費の1/3（助成限度額30万円）

※ 専門業者による工事に限る

④ 助成申請

工事契約前に申請書に下記の書類を添付して申請してください

管理組合等

- ・ 管理規約の写し
- ・ マンション安全・安心整備について管理組合若しくは理事会において議決されていることを証する書面の写し
- ・ マンション安全・安心整備の設置場所を示す図面及び写真
- ・ マンション安全・安心整備の設置業者の見積書の写し

所有者

- ・ 申請時の年度の前年度分の住民税納税証明書
- ・ 建物の登記簿謄本（法人にあつては商業登記簿謄本）
- ・ マンション安全・安心整備の設置場所を示す図面及び写真
- ・ マンション安全・安心整備の設置業者の見積書の写し

※見積書は複数社お取りください。

助成申請



「助成内定通知書」発行



契約



工事着手



工事完了



「整備完了届兼助成金交付請求書」提出



「助成金交付決定通知書」発行



助成金交付

マンション安全・安心整備助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、震災時等における移動手段の安全性の確保のため、千代田区(以下「区」という。)内のマンションの管理者等が、マンション安全・安心整備を行う場合において、その費用の一部を助成することにより、災害時等におけるマンションの安全性の向上を図り、もって区民が安心して居住できる環境の整備を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。
- (2) 専有部分 区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。
- (3) 共用部分 区分所有法第2条第4項に規定する共用部分をいう。
- (4) マンション 建築基準法(昭和25年法律第201号)第27条の規定により耐火建築物としなければならない共同住宅のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの(以下「分譲マンション」という。)
 - イ 賃貸を目的として建設された共同住宅(公営、公社その他の公的住宅並びに社宅及び社員寮の用に供するものを除く。以下「賃貸マンション」という。)
- (5) 管理者等 マンションの管理又は経営等を行う者で、次に掲げるものをいう。
 - ア 分譲マンションにあつては、マンションの管理を行う区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項(区分所有法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人(団体又は法人が存在しない分譲マンションにあつては、区分所有者の2分の1以上の者で構成する団体で区長が特に認める団体)(以下これらを「管理組合等」という。)
 - イ 賃貸マンションにあつては、経営する個人又は法人(以下「所有者」という。)
- (6) マンション安全・安心整備 マンションの共用部分に、次に掲げる機器を設置することをいう。
 - ア 避難の用に供する階段への手すり設置及び階段からの避難経路への手すり設置・段差解消工事(以下「階段手すりの設置等」という。)
 - イ 地震動を感知して最寄り階に着床し扉を開放し、一定時間経過後に扉を自動的に閉鎖するエレベーターの装置(以下「地震時管制運転装置」という。)

ウ 駆動装置及び制御器に故障が生じ、かご及び昇降機の戸が全て閉じる前に、意図せずかごが昇降した場合にかごを制止させる装置（以下「戸開走行保護装置」という。）

（助成対象者）

第3条 マンション安全・安心整備助成の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす管理者等とする。

（1）管理組合等 次に定める要件を満たしていること。

ア 管理規約が整備されていること。

イ 管理組合総会、理事会等において、マンション安全・安心整備について議決されていること。

ウ マンション安全・安心整備に要する費用について予算措置がなされていること。

（2）所有者 住民税を滞納していないこと。

（助成対象物件）

第4条 マンション安全・安心整備助成の対象となる物件は、前条の管理者等が管理し、又は経営等を行う、次の各号に掲げる要件を満たすマンションとする。

（1）建築基準法その他の関係法令に適合していること。

（2）半数以上が住宅として使用していること。

（助成内容）

第5条 区長は、第3条の管理者等に対し、マンション安全・安心整備に係る費用の一部を予算の範囲内で助成することができる。

2 前項の規定による助成の額は、第2条第6号ア、イ又はウの機器の設置に要した費用に3分の1を乗じて得た額とし、当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、階段手すりの設置等については、1棟につき100万円を限度とし、地震時管制運転装置、戸開走行保護装置の設置については、それぞれ30万円を限度とする。

（専門業者による整備）

第6条 助成を受けようとする管理者等は、マンション安全・安心整備を専門業者（以下「設置業者」という。）に発注して行わなければならない。

（助成申請）

第7条 助成を受けようとする管理者等は、マンション安全・安心整備を実施する前に、申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添え

て、区長に申請しなければならない。

(1) 管理組合等

- ア 管理規約の写し
- イ マンション安全・安心整備について管理組合若しくは理事会において議決されていることを証する書面の写し
- ウ マンション安全・安心整備の設置場所を示す図面及び写真
- エ マンション安全・安心整備の設置業者の見積書の写し

(2) 所有者

- ア 申請時の年度の前年度分の住民税納税証明書
- イ 建物の登記簿謄本（法人にあつては商業登記簿謄本）
- ウ 前号ウ及びエに定める書類

(助成の決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、助成内定通知書（第2号様式。以下「助成内定通知」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の審査の結果、助成しないことが適当と認めるときは、不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(整備の着手)

第9条 助成内定通知を受けた者（以下「助成内定者」という。）は、速やかにマンション安全・安心整備に着手し、区長が定める日までに完了しなければならない。

2 助成内定者は、都合によりマンション安全・安心整備を取り止めるときは、内定辞退届（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付請求)

第10条 助成内定者は、マンション安全・安心整備を完了したときは、速やかに整備完了届兼助成金交付請求書（第5号様式）に次の書類を添えて区長に提出するものとする。

- (1) 設置業者の発行した完了報告書の写し
- (2) 設置したマンション安全・安心整備の写真
- (3) 設置業者のマンション安全・安心整備工事代金請求書及び領収書の写し

(助成金の交付)

第11条 区長は助成内定者から前条の規定による請求書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金交付決定通知書（第6号様式）により当該助成内定者に通知し、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、前条の規定により交付決定通知を受けた助成内定者（以下「助成決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により助成決定者となったとき。
- (2) この要綱及び法令に基づく区長の命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（第7号様式）により当該助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金を既に交付しているときは、助成決定者に対し、マンション安全・安心整備助成金返還請求書（第8号様式）により期限を定めて、当該助成金の返還を命ずることができる。

(報告又は調査)

第14条 区長は、マンション安全・安心整備助成に関して必要があると認めるときは、助成決定者に対して報告を求め、又は調査することができる。この場合において、助成決定者はこれに協力しなければならない。

(細則)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。